

東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋への有料広告募集要項

1 広告媒体

(1) 東浦町家庭系可燃ごみ袋外袋（以下「外袋」という。）

(2) 家庭系可燃ごみ処理手数料の徴収

ア 製造数 大 91,200 パック、中 62,400 パック、小 33,600 パック、特小 2,400 パック

イ 2026 年 4 月本町納品分～

ウ 家庭系可燃ごみ処理手数料徴収委託店舗にて陳列、町環境課でも取扱い

2 広告の掲載期間、規格、掲載料及び掲載場所

(1) 広告掲載期間

2026 年 4 月～2027 年 3 月納品分

(2) 広告の規格、掲載料、掲載場所及び色数

家庭系可燃 ごみ袋の種類	位置	規格	枚数	掲載料	色数
45 リットル (大)	外袋の 表面下段 (別紙 1)	縦 40mm×横 170mm	1 枚	100,000 円	1 色
30 リットル (中)		縦 35mm×横 150mm	1 枚	70,000 円	
20 リットル (小)		縦 30mm×横 135mm	1 枚	50,000 円	
10 リットル(特小)		縦 20mm×横 90mm	1 枚	20,000 円	

3 掲載できない広告

東浦町有料広告掲載要綱第 3 条及び東浦町有料広告掲載基準第 2 条に定めるもののほか、掲載することが適当でないと町長が判断したもの

4 掲載申込みの手続き

(1) 申込方法

東浦町有料広告掲載要綱に定める「広告掲載等申込書」に必要事項を記入し、次の必要書類を添えて提出してください。

ア 会社案内等（会社の概要が分かるもの）

イ 住所を有する市町村の法人又は、個人の市町村民税の滞納がないことを証する書類（町外の事業所のみ） ※滞納がある場合は、広告の掲載はできません。

ウ 広告案、事業計画書等の広告掲載等に係る書類

エ その他町長が必要と認める書類

(2) 申込期間

2025 年 11 月 4 日(火)から 11 月 25 日(火)まで

(3) 申込先

〒470-2192（住所不要） 東浦町地域創造部 環境課 循環型社会推進係
tel:0562-83-3111（内線 284）
e-mail: kankyo@town.aichi-higashiura.lg.jp

5 広告の決定

- (1) 提出された申込書類等により、東浦町有料広告掲載要綱及び東浦町有料広告掲載基準等に基づき審査を行い、決定します。
- (2) 広告掲載の申込が、募集枠を超えた場合は、東浦町有料広告掲載要綱により選定します。
- (3) 審査結果は、後日通知します。

6 広告の作成

- (1) 掲載広告の作成に要する費用は、全て広告掲載者の負担となります。
- (2) 作成した広告は、電子媒体（PDF データ）にて提出してください。（e-mail 又は記録媒体での提出）
 - ※町及び製造業者では修正・校正等はしませんので、規格どおりの広告を作成し、提出してください。

7 広告の掲載

- (1) 広告の掲載は、提出された電子媒体を製造業者へ提供し、作成します。
- (2) 製造業者で印刷する際に、広告の電子媒体に文字化けなどの不具合があった際は、広告掲載者が適宜必要な調整をしてください。

8 その他

- (1) 掲載広告に関する一切の責任は、町では負いません。
- (2) 申込書のその他欄に希望サイズを記入してください。希望が重なった場合は抽選とします。